

令和6年10月1日

入札参加者 様

京丹後市総務部入札契約課

市発注工事における建設発生土の取り扱いについて

市発注工事における建設発生土の取り扱いについては、当面の間、下記のとおり定めることになりましたので周知します。

記

1. 建設発生土利活用先の選定について

次の(1)から(4)の順に処分先を選定する。

- (1) 公共工事間流用
- (2) 建設発生土の利活用（500m³未満に限る）
- (3) 民間指定処分場への指定処分（500m³以上の残土処分等）
- (4) 上記によりがたい場合別途検討を行う。

2. 建設発生土利活用に係る積算方法等について

積算する内容は次のとおりとする。

- (1) 公共工事間流用
 - ・工事箇所から受入地までの「運搬費」
 - ・受入地での「整地-建設発生土受入地での処理」
- (2) 建設発生土利活用経費
 - ・受入地での処理費 ￥2,000-/m³
 - ・運搬距離 L=10km
 - ・土壌調査費（汚染要因がある場合、処分先において必要な場合計上する。）
- (3) 民間指定処分場への指定処分

運搬費、建設発生土処分費、土壌調査費等必要な費用で経済比較し処分先を選定する。

 - ・工事箇所から処分場までの「運搬費」
 - ・建設発生土処分費：京都府単価資料「建設発生土受入施設一覧表」に記載のもの
 - ・土壌調査費：京都府単価資料（物価資料）掲載の土壌調査費

3. 工事における取扱いについて

(1) 公共工事間流用

建設発生土については、設計段階から発生抑制と現場内利用に努め、また、土が不足する工事がある場合は、原則、経済性に関わらず積極的に利用を図る。

(2) 民間事業での利活用

建設発生土の受入先は、法令に基づく許認可を受けた土地へのみ流用を可とし、その場合は許可書の写しと計画図を提出すること。なお、民間指定処分場への搬出を行った場合は、原則として設計変更の対象としない。但し、土壌調査費については設計変更の対象とする。

(3) 民間指定処分場への指定処分

指定処分先は、積算上の条件明示であり受注者から処分先の変更の申し出があった場合は、許可を受けた処分場等に限り承認する。但し、運搬費、処分費については設計変更の対象としない。

4. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、土木工事単価資料「建設副産物の取扱いについて」に準ずる。
- (2) 工事契約中に新たな法令施行・改定があった場合、適正な対応に努めること。

5. 適用範囲

令和6年10月1日以降に公告・通知を行う工事から適用する。